

3 管理運用主体は、前項の規定により資産の構成の目標が定められたときは、施行日前においても、新厚生年金保険法第七十九条の六の規定の例により、同条第一項に規定する管理運用の方針を定め、これを公表することができる。

4 第一項の規定により定められた積立金基本指針、第二項の規定により定められた資産の構成の目標及び前項の規定により定められた管理運用の方針は、施行日においてそれぞれ新厚生年金保険法第七十九条の四から第七十九条の六までの規定により定められたものとみなす。

(懲戒処分に関する経過措置)

第二十五条 新厚生年金保険法第七十九条の十二の規定は、新厚生年金保険法第七十九条の十に規定する運用職員による施行日以後の新厚生年金保険法第七十九条の十一の規定の違反について適用し、施行日前の同条の規定の違反に相当する違反については、なお従前の例による。

(老齢基礎年金の支給要件等の特例)

第二十六条 施行日の前日において他の法令の規定により旧国家公務員共済組合員期間に係る組合員期間に算入される期間その他政令で定める期間又は旧地方公務員共済組合員期間に係る組合員期間に算入される

期間その他政令で定める期間は、昭和六十年国民年金等改正法附則第八条第二項の規定の適用については、厚生年金保険の被保険者期間とみなす。

2 旧国家公務員共済組合員期間、旧地方公務員共済組合員期間又は旧私立学校教職員共済加入者期間を有し、かつ、施行日の前日において附則第八十七条の規定による改正前の昭和六十年国民年金等改正法附則第十二条第一項第八号から第十七号までのいずれかに該当した者であつて、施行日において国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）第二十六条ただし書に該当する者（同法附則第九条第一項の規定により同法第二十六条ただし書に該当しないものとみなされる者及び昭和六十年国民年金等改正法附則第十二条第一項各号のいずれかに該当する者を除く。）は、昭和六十年国民年金等改正法附則第七条第二項、第十二条第一項、第十八条第一項及び第五十七条の規定の適用については、昭和六十年国民年金等改正法附則第十二条第一項第八号から第十七号までのいずれかに該当するものとみなす。

（厚生年金保険の適用に関する経過措置）

第二十七条 第二条の規定の施行の日前に厚生年金保険の被保険者の資格を取得して、同日まで引き続き被保険者の資格を有する者については、同条の規定による改正後の厚生年金保険法第十二条（第五号に係る

部分に限る。)の規定は、同日以降引き続き同日において使用されていた事業所に使用されている間は、適用しない。

第二十八条 一又は二以上の適用事業所について常時三百人以下の第一号に掲げる者を使用する事業主に係る適用事業所に使用される第二号に掲げる者については、別に法律で定める日までの間、厚生年金保険法第九条及び第十条第一項の規定にかかわらず、厚生年金保険の被保険者としない。

一 適用事業所に使用される七十歳未満の者であつて、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成五年法律第七十六号)第二条に規定する通常の労働者(以下この条及び附則第八十四条において「通常の労働者」という。)に該当するもの又はその一週間の所定労働時間が同一の適用事業所に使用される通常の労働者の一週間の所定労働時間の四分の三以上である短時間労働者(同法第二条に規定する短時間労働者をいう。次号及び附則第八十四条において同じ。)に該当するもの

二 適用事業所に使用される七十歳未満の者であつて、その一週間の所定労働時間が同一の適用事業所に使用される通常の労働者の一週間の所定労働時間の四分の三未満である短時間労働者に該当し、かつ、イからニまでのいずれの要件にも該当するもの

イ 一週間の所定労働時間が二十時間以上であること。

ロ 当該適用事業所に継続して一年以上使用されることが見込まれること。

ハ 第二条の規定による改正後の厚生年金保険法第十二条第五号ハに規定する報酬について、厚生労働省令で定めるところにより、同法第二十二條第一項の規定の例により算定した額が九万八千円以上であること。

ニ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十条に規定する高等学校の生徒、同法第八十三条に規定する大学の学生その他の厚生労働省令で定める者でないこと。

（改正前国共済法の長期給付に関する規定の適用に関する経過措置）

第二十九条 施行日の前日において改正前国共済法の長期給付に関する規定の適用を受ける組合員（昭和十五年四月一日以前に生まれた者で施行日において国家公務員共済組合の組合員であるものに限る。）は、

改正前国共済法の長期給付に関する規定の適用については、施行日の前日に退職（改正前国共済法第二条第一項第四号に規定する退職をいう。次条第三項及び附則第三十一条第一項において同じ。）したものとみなす。

(遺族の範囲の特例)

第三十条 施行日の前日において遺族である配偶者、子、父母又は孫が改正前国共済法の遺族共済年金（他の法令の規定により当該遺族共済年金とみなされたものを含む。）の支給を受けている場合において、その者が配偶者又は子であるときは父母、孫及び祖父母、その者が父母であるときは孫及び祖父母、その者が孫であるときは祖父母は、施行日においてそれぞれ当該遺族共済年金の支給を受けることができる遺族でなくなるものとする。

2 施行日の前日において遺族である配偶者、子、父母又は孫が旧国共済法による遺族年金（他の法令の規定により当該遺族年金とみなされたものを含む。）又は改正前国共済施行法第三条に規定する給付のうち死亡を給付事由とする年金である給付の支給を受けている場合において、その者が配偶者であるときは子、父母、孫及び祖父母、その者が子であるときは父母、孫及び祖父母、その者が父母であるときは孫及び祖父母、その者が孫であるときは祖父母は、施行日においてそれぞれ当該遺族年金又は当該死亡を給付事由とする年金である給付の支給を受けることができる遺族でなくなるものとする。

3 施行日の前日において改正前国共済施行法第三条に規定する給付のうち退職又は障害を給付事由とする

年金である給付の支給を受けている者が施行日以後に死亡した場合において、当該者の子は、当該者の配偶者が、当該者の父母は、当該者の配偶者又は子が、当該者の孫は、当該者の配偶者、子又は父母が、当該者の祖父母は、当該者の配偶者、子、父母又は孫が当該死亡を給付事由とする年金である給付の受給権を取得したときは、それぞれ当該死亡を給付事由とする年金である給付を受けることができる者としな  
い。

(改正前国共済法による障害一時金の支給)

第三十一条 施行日の前日において国家公務員共済組合の組合員であつた者(同日において退職又は死亡した者を除く。)で同日において退職するとしたならば、改正前国共済法による障害一時金を受ける権利を有することとなるものには、その者が同日において退職したものとみなして、改正前国共済法第八十七条の五から第八十七条の七までの規定の例により、改正前国共済法による障害一時金を支給する。ただし、附則第十七条の規定により同一の傷病について障害手当金の支給を受けることができるときは、この限りでない。

2 前項の障害一時金は、国家公務員共済組合連合会が支給する。

(特例による老齡厚生年金の支給開始年齢の特例)

第三十二条 改正前国共済法附則第十二条の七第二項に規定する者に対する厚生年金保険法附則第八条の規定の適用については、改正前国共済法附則別表第二の上欄に掲げる者の区分に応じ、同条第一号中「六十歳」とあるのは、それぞれ同表の中欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

2 前項の規定による老齡厚生年金は、その受給権者が六十歳未満の厚生年金保険の被保険者である間は、支給を停止する。

3 前二項に定めるもののほか、第一項の規定による老齡厚生年金に関し、厚生年金保険法の適用その他必要な事項については、改正前国共済法附則第十二条の七及び第十二条の七の二の規定に準じて、政令で定める。

(特例による老齡厚生年金の支給の繰上げ)

第三十三条 改正前国共済法附則第十二条の八第二項に規定する者が改正前国共済法附則別表第二の上欄に掲げる者の区分に応じ同表の下欄に掲げる年齢に達した後同表の中欄に掲げる年齢に達する前に老齡厚生年金を受けたいことを希望する旨を国家公務員共済組合連合会に申し出たときは、その者に老齡厚生年金を

支給する。

2 前項の規定による老齡厚生年金の額は、厚生年金保険法第四十三条の規定にかかわらず、同法附則第九条の二第二項の規定の例により計算した額から、政令で定める額を減じた額とする。

3 厚生年金保険法第四十四条の規定は、第一項の規定による当該老齡厚生年金の受給権者が改正前国共済法附則別表第二の上欄に掲げる者の区分に応じ同表の中欄に掲げる年齢に達するまでの間は、適用しない。

4 第一項の規定による老齡厚生年金の受給権者であつた者が六十五歳に達したときに支給する老齡厚生年金の額は、厚生年金保険法第四十三条の規定にかかわらず、同条の規定の例により算定した額から、第二項の規定により減じるべきこととされた額を参酌して政令で定める額を減じた額とする。

5 前各項に定めるもののほか、第一項の規定による老齡厚生年金に関し、厚生年金保険法の適用その他必要な事項については、改正前国共済法附則第十二条の八の規定に準じて、政令で定める。

(衛視等に対する老齡厚生年金等の特例)

第三十四条 旧国家公務員共済組合員期間のうち特定衛視等であつた期間を有する者に対する厚生年金保



険法の規定の適用については、同法第四十二条第二号中「保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が二十五年以上」とあるのは「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第 号）附則第三十四条第一項に規定する特定衛視等」と、同法第四十四条第一項中「老齢厚生年金（その年金額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が二百四十以上であるものに限る。）」とあるのは「老齢厚生年金」と、同法第五十八条第一項第四号中「第四十二条第二号に該当する者」とあるのは「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第三十四条第一項に規定する特定衛視等」と、同法第六十二条第一項中「遺族厚生年金（第五十八条第一項第四号に該当することにより支給されるものであつて、その額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が二百四十未満であるものを除く。）」とあるのは「遺族厚生年金」と読み替えるものとするほか、必要な読替えは政令で定める。

2 前項に規定する特定衛視等とは、衛視である国会職員、副看守長、看守部長若しくは看守である法務事務官、海上保安士である海上保安官又は陸曹長、海曹長若しくは空曹長以下の自衛官である国家公務員共済組合の組合員（以下この項及び次項において「衛視等」という。）のうち昭和五十五年一月一日（以下

この項において「基準日」という。）前に衛視等であつた期間を有する者で次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一 基準日前の衛視等であつた期間が十五年以上である者

二 次のイからホまでに掲げる者で、これらの者の区分に応じ基準日前の衛視等であつた期間の年月数と基準日以後の衛視等であつた期間の年月数とを合算した年月数がそれぞれイからホまでに掲げる年数以上であるもの

イ 基準日前の衛視等であつた期間が十二年以上十五年未満である者 十五年

ロ 基準日前の衛視等であつた期間が九年以上十二年未満である者 十六年

ハ 基準日前の衛視等であつた期間が六年以上九年未満である者 十七年

ニ 基準日前の衛視等であつた期間が三年以上六年未満である者 十八年

ホ 基準日前の衛視等であつた期間が三年未満である者 十九年

3 改正前地共済法附則第二十八条の四に規定する警察職員（以下この項において「警察職員」という。）

であつた衛視等に対する前二項の規定の適用については、警察職員であつた間衛視等であつたものとみな

す。

(改正前国共済法による退職共済年金の支給)

第三十五条 旧国家公務員共済組合員期間を有する者が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、改正前国共済法の退職共済年金の支給要件に関する改正前国共済法その他の法律の規定(これらの規定に基づく命令の規定を含む。以下この条及び次条第一項において「改正前支給要件規定」という。)は、これらの者について、なおその効力を有する。この場合において、改正前支給要件規定の適用に関し必要な読替えその他改正前支給要件規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

一 施行日の前日において改正前国共済法附則第十二条の三又は第十二条の八の規定による退職共済年金の受給権を有している者

二 施行日の前日において改正前厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金の受給権を有している者(前号に掲げる者を除く。)

(改正前国共済法による給付等)

第三十六条 施行日前に給付事由が生じた改正前国共済法による年金である給付(前条の規定によりなおそ

の効力を有するものとされた改正前支給要件規定により支給される改正前国共済法による年金である給付及び他の法令の規定により当該年金である給付とみなされたものを含む。）及び旧国共済法による年金である給付（他の法令の規定により当該年金である給付とみなされたものを含む。）については、第三項及び附則第三十条の規定を適用する場合並びにこれらの給付の費用に関する事項を除き、改正前国共済法の長期給付に関する改正前国共済法その他の法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）は、なおその効力を有する。この場合において、これらの規定の適用に関し必要な読替えその他これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

2 前項に規定する年金である給付は、国家公務員共済組合連合会が支給する。

3 第一項に規定する年金である給付については、改正前国共済法第四十三条、第四十四条、第七十二条の三から第七十二条の六まで、第七十九条、第八十条、第八十七条及び第八十七条の二の規定その他の政令で定める規定は、適用しない。

（国家公務員共済組合の長期給付に係る掛金の徴収等に関する経過措置）

第三十七条 改正前国共済法の規定による国家公務員共済組合の長期給付に係る掛金、負担金その他徴収金

の徴収並びに当該掛金及び負担金に係る督促、延滞金の徴収及び滞納処分については、なお従前の例による。当該掛金及び負担金の還付についても、同様とする。

2 この法律の施行の際現に存する改正前国共済法附則第二十条の十一に規定する先取特権については、なお従前の例による。

(退職一時金の返還に関する経過措置)

第三十八条 次に掲げる一時金である給付を受けた者が、老齢厚生年金又は障害厚生年金(以下この条及び次条において「老齢厚生年金等」という。)の支給を受ける権利を有することとなったときは、当該一時金として支給を受けた額に利子に相当する額を加えた額(次項及び第三項において「支給額等」という。)に相当する額を当該老齢厚生年金等を受ける権利を有することとなった日の属する月の翌月から一年以内に、一時に又は分割して、国家公務員共済組合連合会に返還しなければならない。

一 昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律(昭和五十四年法律第七十二号)第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法第八十条の規定による退職一時金(当該退職一時金とみなされる給付を含む。)

二 昭和四十二年度以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第七十六号）第二条の規定による改正前の公共企業体職員等共済組合法（昭和三十一年法律第三百三十四号）第五十四条の規定による退職一時金

2 前項に規定する者は、同項の規定にかかわらず、支給額等に相当する額を当該老齢厚生年金等の額から控除することにより返還する旨を当該老齢厚生年金等を受ける権利を有することとなった日から六十日を経過する日以前に、国家公務員共済組合連合会に申し出ることができる。

3 前項の申出があつた場合における支給額等に相当する額の返還は、当該老齢厚生年金等の支給に際し、この項の規定の適用がないとするならば支給されることとなる当該老齢厚生年金等の支給期月ごとの支給額の二分の一に相当する額から、支給額等に相当する額に達するまでの額を順次に控除することにより行うものとする。この場合においては、その控除後の額をもって、当該老齢厚生年金等の額とする。

4 第一項に規定する利子は、同項に規定する一時金の支給を受けた日の属する月の翌月から老齢厚生年金等を受ける権利を有することとなった日の属する月までの期間に応じ、複利計算の方法によるものとし、

その利率は、政令で定める。

第三十九条 前条第一項に規定する者の遺族が遺族厚生年金の支給を受ける権利を有することとなったときは、同項に規定する者が支給を受けた同項に規定する一時金の額に利子に相当する額を加えた額（同項に規定する者が老齢厚生年金等を受ける権利を有していた場合には、同項に規定する支給額等に相当する額（同項又は同条第三項の規定により既に返還された額を除く。））を当該遺族厚生年金を受ける権利を有することとなった日の属する月の翌月から一年以内に、一時に又は分割して、国家公務員共済組合連合会に返還しなければならない。この場合においては、同条第二項から第四項までの規定を準用する。

2 改正前国共済法附則第十二条の十二第一項に規定する者（退職共済年金又は障害共済年金を受ける権利を有していた者に限る。）の遺族が遺族厚生年金の支給を受ける権利を有することとなったときは、同項に規定する支給額等に相当する額（同項又は同条第三項の規定により既に返還された額を除く。）を当該遺族厚生年金を受ける権利を有することとなった日の属する月の翌月から一年以内に、一時に又は分割して、国家公務員共済組合連合会に返還しなければならない。この場合においては、前条第二項から第四項までの規定を準用する。